

産業統計部会の審議状況について(報告)  
(農業経営統計調査の変更)

資料5-2

項目	変更内容等	部会審議			審議の状況
		第1回	第2回	第3回	
1 計画の変更 (1) 調査の重点化 (ロングフォーム・ショートフォーム方式の導入)	<p>○ 個人経営体に対する経営統計調査について、「主業経営体」(以下「主業」という。)及び「準主業経営体」(以下「準主業」という。)については、従前同様、全ての調査事項(ロングフォーム)の回答を求め一方、「副業的経営体」(以下「副業」という。)については、「基本項目」のみ(ショートフォーム)の把握に変更</p> <p>※当初案と修正案の比較等については、別添1参照</p>	●	●		<p><b>・調査票を、ロングフォーム(基本項目と詳細項目による調査票)とショートフォーム(基本項目のみの調査票)の2種類を分け、その配り分けにより、調査の重点化を行うことについては、おおむね適当と整理</b> (調査目的の継続的な達成と、報告者負担の軽減との両立を図ろうとする取組)</p> <p><b>・ただし、農業の「担い手」を、的確にロングフォームの対象範囲とするため、当初案の主業及び準主業に加え、青色申告を行う副業を加えることが適当</b> ⇒調査計画の修正が必要である旨、指摘予定</p> <p><b>【委員等からの主な意見】</b> ◆青色申告を行う経営体を中心にロングフォームの対象とする修正案は合理的なものと考えている。 ただ、農林業センサスの結果を用いて、農産物販売金額の階級別に主業、準主業及び副業の数を比較したところ、販売金額が大きい階級であっても、副業が準主業より多い実態が見られた(別添2・3を参照)。これを踏まえ、販売金額の大きい副業についても、ロングフォームの対象にすべきではないか。</p> <p>◆販売金額が大きな副業の多くが青色申告をしているのであれば、ロングフォームの対象範囲に青色申告の副業を追加することで事実上カバーできており、調査計画を更に複雑にする必要はないと思うが、データの確認はしておきたい。</p> <p>◆調査実施者の修正案は、当初案と比べ、副業の一部もロングフォームの対象に加えるものとなっている。報告者負担軽減の観点で許容されるものか。</p> <p>◆本調査自体の課題ではないが、経営規模を考慮せず、65歳という年齢だけで「副業」というカテゴリーにしていることが適切なのかなど、問題は残っていると思われる。</p>
(2) 調査事項の見直し等	<p>○ 調査事項について、削除を中心に一部変更</p> <p>○ 調査事項の一部について、プレプリントを実施 (本調査が、5年間標本を固定して同じ報告者に継続的に調査を行うものであることを踏まえた対応)</p>	●			<p><b>・おおむね適当と整理</b> (利活用ニーズ及び報告者の負担軽減・調査の効率化を踏まえたもの)</p>

項目	変更内容等	部会審議			審議の状況
		第1回	第2回	第3回	
(3) 標本設計の見直し	○ 農林業センサスの母集団情報の更新及び前回答申で示された課題の検証結果等を踏まえ、サンプルサイズを見直し	●	●		<p><b>・おおむね適当と整理</b>  (平成30年に見直した標本設計により調査を実施した結果として、必要とされる精度はおおむね確保されており、現時点で大幅な見直しを必要とする状況にはない)</p> <p><b>・経営体の区分が変わる場合にあっても、できるだけ継続性を確保した運用がなされるよう配慮することが望ましい。</b>  ⇒調査実施上の留意点として指摘予定</p> <p><b>【委員等からの主な意見】</b>  ◆本調査の実施過程においては、調査対象になっていた個人経営体が主業から副業になるような場合だけでなく、個人経営体が法人経営体になる場合や、法人経営体が解散や分割する場合など、流動的なことも発生すると思う。  5年間継続して行う調査であることを踏まえると、調査対象になった経営体については、そのような区分の変更があった場合にも、新たな区分の調査対象として、なるべく継続して調査していくのがよいのではないかと。</p> <p>◆結果の表章は今までどおりでいいが、標本が少しずつ入れ替わることについて、主業・準主業と副業の間の移動状況や、個人経営体が法人化したなどの動きを整理して参考情報として提供してほしい。</p>
(4) 公表時期の変更	○ 経営統計調査及び生産費調査の概要公表(速報)の一部について、公表時期を1～2か月繰下げ	●	●		<p><b>・やむを得ないものと整理</b>  (調査票の審査・入力・集計に係る業務の所要日数を精査した結果)</p> <p><b>【委員等からの主な意見】</b>  ◆一般ユーザーへの結果提供という観点でみると、今まで公表時期について、計画と実態との間にズレがあり、実際の公表時期が公表直前まで不明確という面があった。しかし、本調査は速報性を求める調査でもないので、今回の変更で、しっかりと公表スケジュールを立てて、計画どおり実行されるようになるのはよいこと。</p> <p>◆情報提供に係る内閣府との調整の進捗状況については、第3回部会において追加報告してほしい。</p>
2 前回答申 <sup>(※)</sup> における「今後の課題」への対応状況について ※平成30年11月22日	○ 前回答申では、以下について指摘されていることから、その対応状況等を確認  (1) 生産費調査の調査対象区分の検討 (2) 標本設計の必要な見直しの検討 (3) 調査結果の推計方法の妥当性の検証・検討 (4) 調査票の構成及び調査事項の更なる見直しの検討 (5) オンライン回答の推進の検討	●	●		(第3回部会で審議)

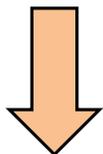
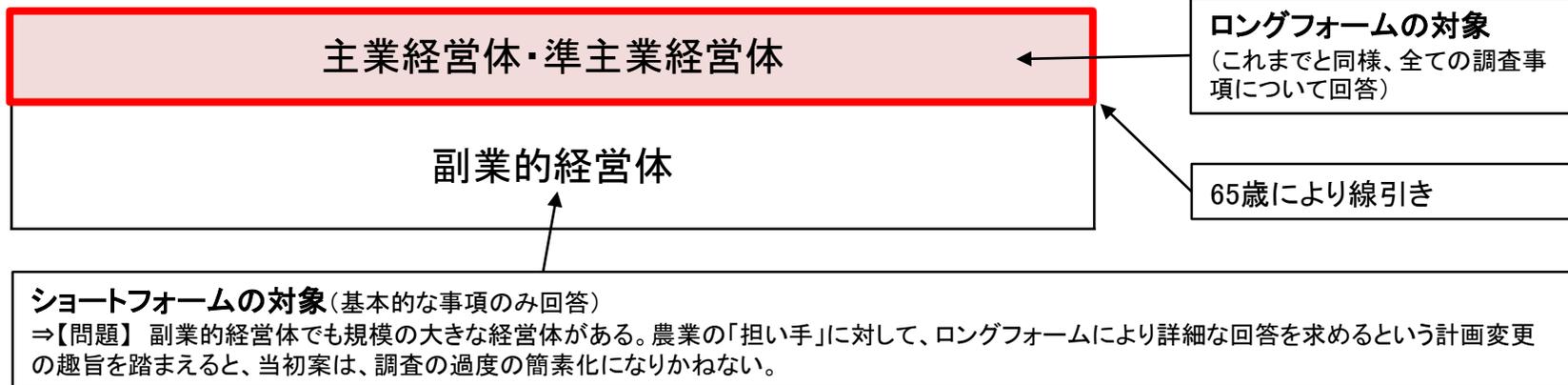
(注)1 第1回(第105回産業統計部会)は5月19日(水)に開催。  
2 第2回(第107回産業統計部会)は、6月9日(水)に開催。  
3 第3回(第109回産業統計部会)は7月1日(木)に開催予定。

# 個人経営体に対するロングフォームとショートフォームの配り分け

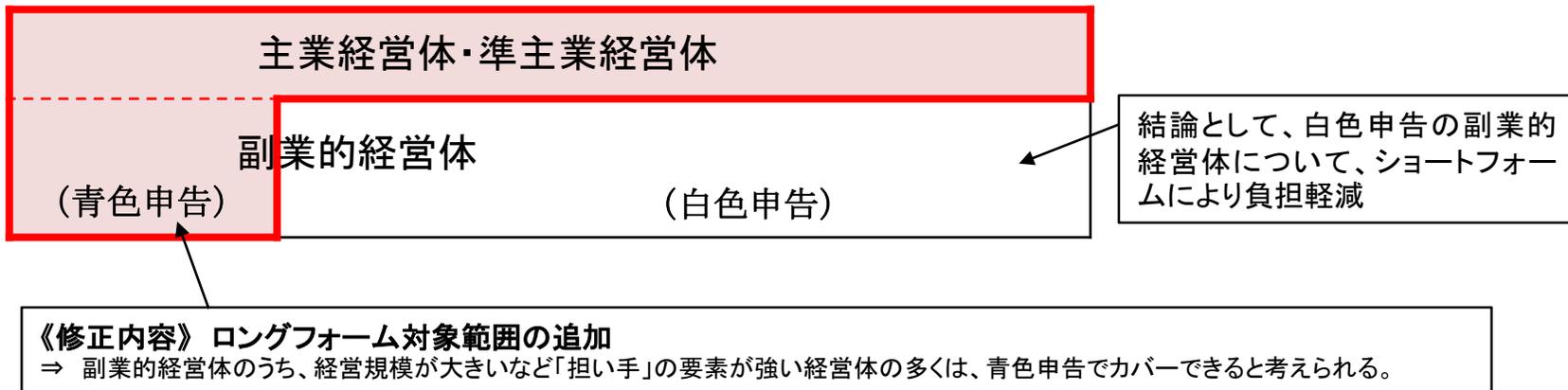
別添 1

(以下の図表において、赤枠がロングフォームの対象範囲)

当初案



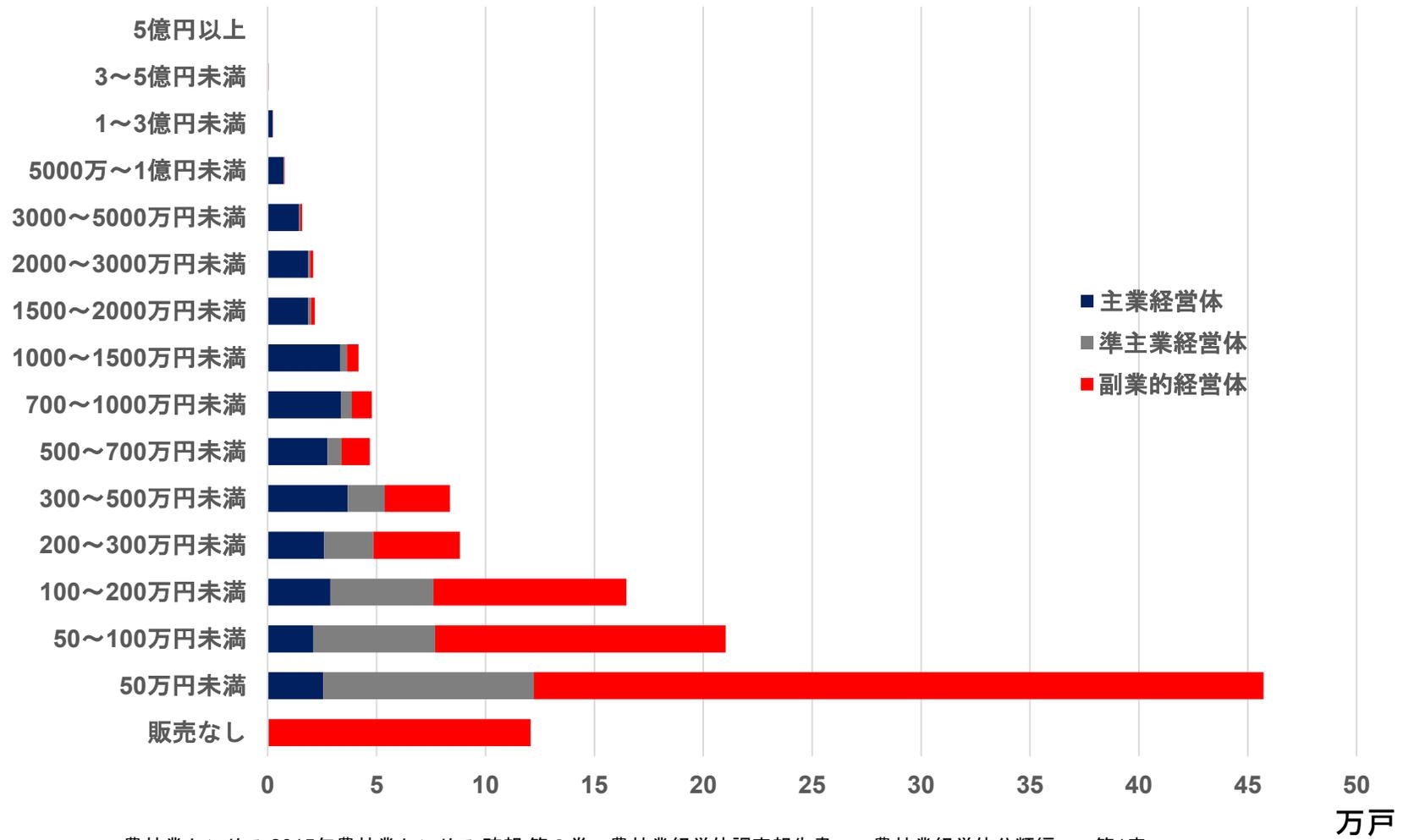
修正案



(参考)  
個人経営体の区分

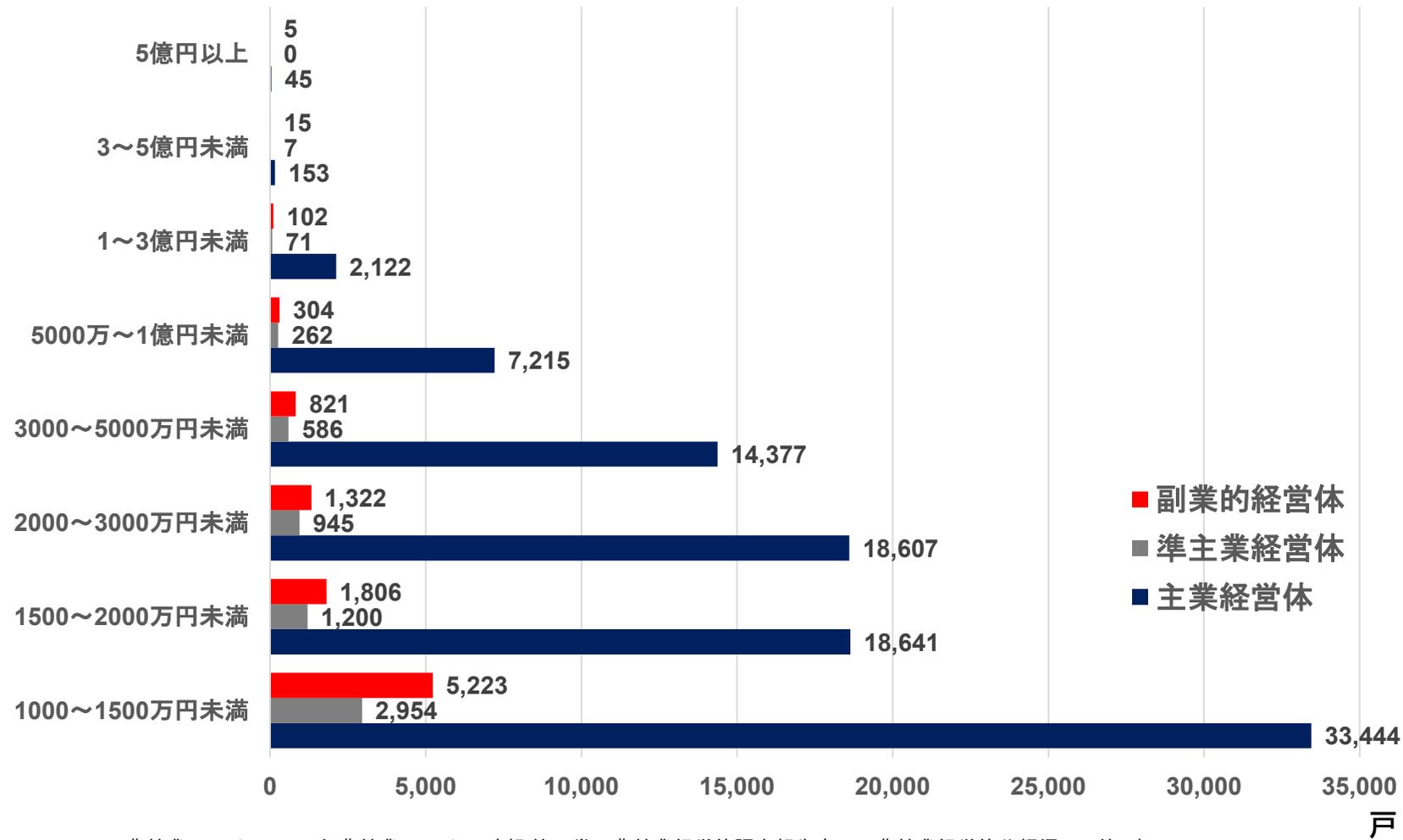
区 分		経営体の総所得に占める農業所得の比率	
		50%以上	50%未満
自営農業に60日以上従事している 65歳未満の世帯員	いる	主業経営体	準主業経営体
	いない	副業的経営体	

# 農産物販売金額別にみた主副業別農家の構成（2015）



# 農産物販売金額別にみた主副業別農家の構成 (2015)

## 農産物販売金額が1000万円以上の農家



## 第105回産業統計部会 議事結果

1 日時 令和3年5月19日（水）10:00～12:10

2 場所 遠隔開催（Web会議）

3 出席者

【委員】

川崎 茂（部会長）、岩下 真理

【臨時委員】

宇南山 卓

【専門委員】

小針 美和（株式会社農林中金総合研究所 主任研究員）

【審議協力者】

千葉県、静岡県

【調査実施者】

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課：土橋課長ほか

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：萩野室長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：内山統計審査官、森調査官ほか

4 議題 農業経営統計調査の変更について

5 議事概要

- 令和3年4月22日の統計委員会において、本調査について諮問した際に委員から示された意見について共有した後、審査メモに沿って、調査の重点化、調査事項の見直し等及び標本設計の見直しについて審議が行われた。
- 審議の結果、調査の重点化及び標本設計の見直しについては、調査実施者において整理・確認の上、次回部会において改めて審議することとされた。また、調査事項の見直し等については、おおむね適当とされた。

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

（1）調査の重点化（ロングフォーム・ショートフォームの導入）

- ・ 副業的経営体は大規模な経営をしている者が少なく、所得が高い者が少ないと説明されているが、資料3の3ページの表を縦で見ると、経営耕地面積が10ヘクタール以上の者の約20%が副業的経営体とみることにもできる。また、所得についても、4ページの表では65歳未満の情報が出ておらず、65歳以上の農業所得について500万以上が少ないということだけでは、全体との比較ができず不十分である。副業的

経営体で大規模経営が少ないという認識は正しいのか。農林業センサスで耕地面積が把握されているなら、なぜ耕地面積等の経営規模ではなく、所得のうちの農業所得の比率や65歳という年齢規模で考えたのか改めて説明してほしい。

⇒ 詳細項目については、安定的・継続的に農業を経営する農家をオールジャパンで確認しないとイケないと思うが、「担い手」の数字的定義はないため、例えば、経営改善計画を立てた者が、どのような経営をしているのかなどを考えて、「担い手」と整理している。これを統計的に継続して確認して行くにはどうすればよいか検討したところである。

面積や所得も1つの指標ではあるが、これは年々変化するものと捉えている。本調査は5年間継続して協力をいただく調査であるため、農林業センサスの指標である主業、準主業及び副業で線引きを行った。

また、詳細項目を調査する農家は「担い手」と考えており、「担い手」を把握するのに、面積や所得が望ましいのか、情報を追加し、次回の部会で示したいと考えているが、原案に代わる適切な指標があれば、採用していきたいと考えている。現案は、当省としてのセカンドベストの結論として提案しているものである。

- ・ 所得に占める農業所得の比率については、現在6次産業化などの背景もあり、農業を営む者が農業以外の加工業なども営んでいる場合、農業所得が低い場合もあり得る。農林業センサスの情報を、もう少し使ったサンプリングもあるのではないか。

⇒ 農業生産関連事業を積極的に行っている者は総所得に占める農業所得の割合が低くなるのではないかという指摘については、令和元年調査結果でも検証したところ、本調査として3,500客体を調査する中、農業生産関連事業に取り組む経営体は70~80客体程度であり、また、その8割は農産加工で、農家民宿、農家レストラン等は、ほとんど出現しなかった。

このため、本調査で農業生産関連事業の詳細を把握するのは馴染まないと考え、本調査より正確に把握ができる6次産業化総合調査で農業生産関連事業の実態を捉えることとし、本調査での調査事項を縮減したところ。

- ・ 60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない方で区切った際、どれほどのサンプル数があって、どれくらいの調査負担軽減の効果があるのか示してほしい。

また、高齢だと調査期間である5年以内で調査から脱落しやすいなどの情報はあるか。

- ・ 現案では、副業的経営体については、65歳をメルクマールとしているが、70歳でも10ヘクタール以上で経営している場合もある。今後も継続して区分する指標として年齢が適切かについては疑問。

- ・ 調査票の区分については、2つのポイントがあると考えている。一つは「担い手」の定義の問題であり、もう一つは、どの調査対象に対して、どの調査事項の回答を不要とするのか、といったデータの質の問題である。

「担い手」の定義の問題については、農林業センサスではどの条件が当てはまれば経営として把握すべきとしているのかなどを参考に、本調査としての定義を作れないのか検討した方がよい。

調査事項の問題については、現状検討されている貸借対照表等の財務や資産のデータを詳細項目にするよう考えるのであれば、青色申告ベースのものを経営管理ソフト等で残している者は、その項目を転記できるため、ショートフォーム・ロングフォームという形で分けずに、オンラインで取れる仕組みにしてしまう方が効率的という考え方もある。現状、この整理で適当としていることについて、しっかりと説明してほしい。

- ・ 安定的継続的な「担い手」を捉えるのが目的ということだが、継続的に収益を上げている経営体を指しているのかなど、何を安定・継続と考えているのかについて考える余地がある。
- ・ 基本項目は、これまで同様、全ての報告者から回答を得るので母集団復元できるが、詳細項目はこれまでと違って、主業及び準主業のみから回答を得る事項となるので、集計する範囲が質的に異なるし、統計に断層が生じたり、母集団復元が難しいと考える。

## (2) 調査事項の見直し等

### ① 調査事項の変更

- ・ 調査の見直しに当たり、調査実施現場の意見をアンケートで確認したとのことだが、もっと専門家等のユーザーに意見を聞いた方が良いのではないか。  
⇒ 本調査は行政のための統計という認識が強く、行政機関における利用に主眼を置いているが、今後は二次利用の観点からも意見を把握して参りたい。
- ・ 資料3の12ページに営農類型別に詳細な農業モデル分析を行っている旨の記載があり、モデル分析によって、どのようなデータニーズが出ているのかについて、重点化の議論との関係も含めて説明してほしい。営農類型別に基準が違うということであれば、営農類型別に重点化の基準の作り方もあるかと思うので、経営モデル分析の方からも検討してほしい。
- ・ スマート農業技術の活用で調査票に記入する以外の方法で回答することを可能とし、負担軽減を図りたいということだが、将来的に、会計ソフトのデータをそのまま利用できる仕組みができる目処があるのであれば、それにより報告負担が抑制できるので、貸借対照表に関する事項など、今回、「詳細項目」としている事項の一部を「基本項目」と位置づけ、全ての報告者の回答事項として残しておく選択肢もあるのではないか。  
⇒ 先日確報が公表された農林業センサスにおいても、データを活用した農業を行っている経営体は2割弱ということで、紙ベースで記録するのが主流と考えてい

る。令和4年以降の本調査においても、紙ベースでの調査が主体になると考えており、その中でどう負担軽減していくか考えなくてはならない。

一方、スマート農業を推進していく中で、デジタル化が当たり前となった場合、会計ソフト等のデータをそのまま調査票に取り込んでいくことができるのではないかと考えているが、システム化がこの2、3年で急速に普及することは難しいと考えており、今回は、調査負担軽減に主眼を置いて削減する申請とした。

## ② 調査項目へのプレプリントの実施

- ・ プレプリントについて、中身を見ると詳細項目に絡むところが多いと思う。調査開始時に65歳未満の主業又は準主業の経営体が、その後、65歳を超えて副業的経営体になった場合、プレプリントの対応はどうなるのか。  
⇒ 基本的には、前年の記載をプリントすることになるので、区分が変わった際は、共通の調査事項のみがプリントされることになる。

## (3) 標本設計の変更

- ・ 調査票ごとに調査の対象が異なるので、報告者の選定手順において、主業、準主業と副業の区分で層分けするのが一般的ではないかと考える。実態として、副業的経営体はかなり多いので、一定の規模があるため標本が確保できそうということで支障ないという判断なのか。
- ・ これまでは、どの報告者に対しても同じ調査票を配り、自然体で確認したら農林業センサスと同じ比率になっていたと思うが、今回は、調査票の中身が変わり、副業的経営体の方が、調査負担が小さくなるため、可能性として回収率が高くなると思われるが、サンプリングした後に回答が得られない場合にサンプルをどう補完しているのか。副業的経営体の方が多く回答してもらえている実績が出れば、これまでの傾向と違うものが確認できるのではないか。  
⇒ 目標精度の指標として農業所得を指標に標本設計しており、母集団である農林業センサスには販売金額(農業粗収益)の概念でサンプルサイズを決定している。  
今回、調査の内容として、まずオールジャパンでどのような所得構成になるかを見たときに、農業所得、農業粗収益、農業経営費という項目は、基本項目として、全ての報告者から回答を得るため、基本的な標本設計は変わらないと考えている。  
なお、本調査で集計する平均値は、農林業センサスを基に復元推計しているので、回収率は直接的に調査結果に影響しないと考えている。
- ・ 調査対象経営体の区分は、調査員が経営体に接触するときに確認し、渡す調査票を決めるものなのか。それとも何らかの事前情報を元に配り分けするのか。  
⇒ 農林業センサスの名簿情報で各区分をとらえているので、これを一次的な情報として調査票の配り分けに利用する。また、調査開始前に報告者に調査内容を丁

寧に説明することとされており、この説明に併せて確認することとなる。

- ・ 農林業センサスの時点で、60日以上従事している65歳未満の者がいるかどうか把握できたとして、調査時には変わっている可能性があるが、どのようなルールで実施するのか検討しないといけないのではないか。

⇒ 本調査は、基本的に期首で調査対象を把握している。調査開始前に調査内容を説明する際、そこで主業・準主業を把握して判断することを基本としているが、次回の部会までにルールについて考えて提示したい。

- ・ 目標精度や報告者数の見直しの考え方については、継続している調査の問題であり、現状において必要とされている精度をおおむねクリアしているとのことであれば、標本設計の見直しや新たな目標精度を立てる必要もなく、今回の変更は、標本の最適化や目的にかなった手直しをしているのではないかと思う。

ただ、調査票の配り分けのルールについては、調査の重点化に関する事項とともに、次回、更に説明をお願いしたい。

## 6 今後の予定

次回部会は令和3年6月9日（木）10時から開催することとされた。

また、本日の審議結果については、令和3年5月26日（水）に開催予定の第164回統計委員会において報告することとされた。

（以 上）

## 第107回産業統計部会 議事結果

1 日時 令和3年6月9日(水) 10:00~12:10

2 場所 遠隔開催 (Web会議)

3 出席者

【委員】

川崎 茂 (部会長)、岩下 真理

【臨時委員】

宇南山 卓

【専門委員】

小針 美和 (株式会社農林中金総合研究所 主任研究員)

【審議協力者】

内閣府、静岡県

【調査実施者】

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課：土橋課長ほか

【事務局 (総務省)】

統計委員会担当室：萩野室長、吉野政策企画調査官

政策統括官(統計基準担当)付統計審査官室：内山統計審査官、森調査官ほか

4 議題 農業経営統計調査の変更について

5 議事概要

- 前回部会において再整理や追加説明が求められた事項の審議を行い、その後、審査メモに沿って、公表時期の繰下げについて審議が行われた。
- 審議の結果は以下のとおり。
  - ① 「調査の重点化」については、ロングフォームの対象範囲について、小針専門委員からの提案を踏まえ、農林水産省から、青色申告を行っている個人経営体を基本とし、それに、主業経営体(以下「主業」という。)及び準主業経営体(以下「準主業」という。)の白色申告を行っている経営体を追加するとした修正案が提示され、おおむね適当とされた。
  - ② 「標本設計の見直し」についても、農林水産省から報告者選定に係る手順の追加説明がなされ、おおむね適当とされた。
  - ③ 「公表時期の繰下げ」については、おおむね適当とされたが、国民経済計算を所管する内閣府との調整について、次回部会において整理した上で追加報告することとされた。

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

(1) 前回部会の審議を踏まえた再整理事項（調査の重点化）

- ・ 青色申告を行う経営体を中心にロングフォームの対象とする調査実施者の修正案は合理的なものと考えている。

ただ、農林業センサスの結果を用いて、農産物販売金額の階級別に主業、準主業及び副業的経営体（以下「副業」という。）の数を比較したところ、販売金額が大きい階級であっても、副業が準主業より多い実態が見られた。これを踏まえると、販売金額の大きい副業についても、ロングフォームの対象にすべきではないか。

⇒ 1,000 万円以上の販売金額があると消費税の課税対象者になると思われ、青色申告をしないと累進課税制度によって税金が高くなる。したがって、青色申告をロングフォームの対象にすることで、副業についても販売金額の大きな経営体は、基本的にカバーされるのではないかと考えている。どの程度カバーされるのかは次回の部会で説明する。

- ・ 調査実施者の提案は、当初案からすると副業でも青色申告している方は調査対象となるという拡大案となっている。調査負担軽減の観点で許容されるのであれば良案だと思うが、負担軽減については、統計委員会で一律何%減らすという指標があったと思うが問題は無いのか。

⇒ 御指摘の指標は、統計に関する官民コストを3年間で2割減らすという指標のことと拝察するが、個々の統計調査において、調査事項を何割削減すべきという指標はない。

⇒ 官民コストの削減は、あくまでも作業時間ベースのものであり、調査項目をいくつ削減するといった話ではなく、記入時間が減れば問題ない。また、個々の調査で何割削減ということではなく、総枠で考えているものであり、ある程度の負担軽減の実態があれば、十分クリアできると思われる。

- ・ 各委員から変更案について支持いただいたと認識した。

販売金額の大きい副業の追加については、次回部会にて、データを確認いただいた上で最終的に判断していただければと思うが、調査実施者からの説明があったとおり、青色申告でカバーできているのであれば、調査計画を複雑化する必要はない。

以上の審議を受けて、農水省の案をおおむね了承することとしたい。

ただ、そもそも、主業・準主業・副業の区分を年齢で区分することが必要なのかという問題は残っていると思われる。本調査ではなく、農林業センサスの課題かと思うが、別途議論の上、答申の附帯的な意見とすることも含めて、整理をしていきたい。

## (2) 前回部会の審議を踏まえた再整理事項（標本設計の見直し等）

- ・ 調査を依頼している経営体において調査対象区分が変化した際は、報告者から外した上で、新規の報告者を選定し直すことになるのか。
  - ⇒ 御認識のとおり改めて選定する。調査対象区分に変化のあった経営体を継続的に調査することは理屈としては可能だが、当初の区分別サンプルサイズから乖離が生じてしまうため、それを維持したい。
  - ⇒ 調査を5年継続する意義もあると思うところ、ロングフォームとショートフォームのサンプルサイズも大事だということも分かるので、少し考えたい。
- ・ 個人経営体のロングフォームとショートフォームの配り分けだけでなく、個人経営体が法人経営体になることや、法人経営体が解散や分割し、同じ場所で農業をしていても経営が分かれるなど、流動的なことはあると思う。5年間継続する調査で、そのような構造の変化を踏まえて調査していくのが良いのではないのか。区分別のサンプルサイズを重視して対象外とするのには、少し疑問がある。
  - ⇒ 今回の調査設計も従前と同様で、個人経営体、法人経営体を分けてしっかり調査したいというもの。そのため、農業経営体の中でのパネルの動きを標本上で整理するのは難しい。標本設計を行った上で、従来から個人から法人に変わった際は選定替えを行っている。
- ・ これまで、主業・準主業・副業別の集計値を出す際に、毎年の年齢の変化を踏まえて主業・準主業・副業別の集計をしているのか。
  - 調査の実施自体のオペレーションで配り分けの際に調査対象者に現状を確認して調査票を配布していると思うが、個人・法人での配り分けもあるので、その確認行為が入っても実務的に影響はないのか。調査実施のプロセスで問題無ければ、青色申告という形で集計できると思うし、主業・準主業でこれまでの集計もでき、副業だけが詳細項目が外れるという形で集計が出来るのではないのか。
  - ⇒ 現状、主業、準主業及び副業の集計をしている。農林業センサスの情報で把握していた形態になるが、調査前に調査員等が現状の確認をして調査票の配り分けをしているので、青色申告が入っても作業感は変わらない。
- ・ 中間的な案として、結果の表章は今までどおりでいいが、標本が若干ずつ入れ替わることについて、副業が主業になっていた、法人化したなどの区分等の動きを把握し、整理して参考情報みたいな形で出すのはどうか。
- ・ 標本選定のフローを考えると、調査を継続している場合には、区分が変更されることがあらかじめ分かるような情報があるはずなので、新規標本を選定する際、ロングフォームがいくつ減少した、法人経営体がいくつ減少したといった区分の変化が把握できているのであれば、それに合わせて新規標本の数を調整するという方法で、合計としての標本数を合わせるということも考えられないか。それらの情報を研究者等に二次利用で使えるようにするが望ましい。

⇒ 資料 2-2 の 3 ページで見ると、黄色部分の 17 万 8 千世帯が開始時には主業だったが、65 歳を過ぎることで副業となり、ロングフォームの対象から外れていくことになり、本当に外して良いのかという問題は相変わらずあると思う。青色申告の副業であれば、引き続きロングフォームの対象となるが、そうで無い可能性もある。

⇒ 集計について、経営統計調査は 13 の営農類型に分けて個人・法人で目標精度を定めて標本抽出している。水田作であれば 500~600 という大きいサンプルとなるが、畜産等ではサンプルサイズが小さい。例えば、農業を実施するといっても、他の農業へ移る場合もあり、特に畑作では営農類型別に見たときに移動するケースがある。5 年前に実施していた農業が 3 年後には違う農業をしていたということ調査し続けると、そもそもの標本数の維持ができなくなってしまう。パネルデータの二次利用の有用性は理解するが、データの信用性についても配慮が必要である。

・ 同じ経営で法人化したというだけで、調査から外れてしまうのはもったいない。運用上なるべく継続できるようなスキームはないのか。

⇒ 運用では、標本がない場合は補充選定としたい。調査の継続性については、調査票のデータだけでなく集計上のメタデータとして全て提供していきたい。

・ 年齢について、65 歳になったときにロングフォームの対象からショートフォームの対象に変わるというのは、引き続き違和感がある。

⇒ 年齢については致し方ないと考えている。今回、詳細項目で把握するデータは資産項目が多いので、青色申告をしていない経営体の記載内容が、どれほど正しいかということなど思うところがある。青色申告のデータが詳細に取れていれば、基本項目は全体で把握していることから分析上問題ないと思う。

・ 二次利用の際のパネル利用について是非とも対応いただきたい。

配り分けに問題が無いように継続性高く調査をしていくということをお願いすることを前提に、答申では大筋で了解とまとめたい。

### (3) 公表時期の繰下げ

・ 内閣府との間での調整は、いつ頃までに終わられそうか。

⇒ 提供項目の細かい部分の整理もあり、提供方法も確認中なので、次回、状況を説明したい。

・ 内閣府に提供するデータのみを、データ提供に合わせて早期に公表することはできないか。

⇒ GDP 推計で必要とされるデータが調査全体から見ると断片的であることもあり、それだけを早期公表するという考えはない。

・ 一般ユーザーへの提供という観点だと、今までも公表時期について、計画と実態

との間にズレが生じている状態であったが、本調査は速報性を求める調査でもないので、今回の変更で、しっかりと公表スケジュールを立てて、計画どおり実行する方がよい。

- ・ 今回の変更については、実務上の問題で、当初の計画では公表が難しいことから、やむを得ないと判断したい。なお、GDP推計との関係についても調整を進めていただき、答申までに一定の整理をしてほしい。

## 6 今後の予定

次回部会は令和3年7月1日（木）14時から開催することとされた。

また、本日の審議結果については、令和3年6月30日（水）に開催予定の第165回統計委員会において報告することとされた。

（以 上）